

# **平成31年度守谷市立図書館事業計画**

**中央図書館**

**平成31年4月**

# 目 次

□ 現状と課題	1
〔1〕職員体制	1
〔2〕図書館サービス	1
①図書館資料	1
②図書館利用	2
③学校図書館との連携	2
□ 守谷市立図書館運営基本方針について	3
1 運営基本方針策定の経緯及び目的	3
2 守谷市立図書館運営基本方針	3
目指す姿	3
3つの方針	3
取組の方向	4
□ 運営基本方針の実現に向けた活動計画	6
1 市民の求める図書や情報の収集、提供、保存	7
2 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学習活動の支援	8
3 市民との協働により、市民が集い、学び活躍できる場の整備	9
4 多様な利用者ニーズに応えるサービスの提供	10
5 快適で信頼できるサービス提供	12
学校教育改革プランに基づく中央図書館の取組	14
第三次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標	16
◇ 用語解説	18

## □ 現状と課題

### 〔1〕職員体制

#### 現状

正規職員は8人で、司書資格を有する者が7人です。その他、非常勤一般職員は中央図書館、公民館図書室勤務者を合わせて35人（内有資格者18人）です。指定管理者による運営中の課題であった職員に占める司書率の低下、レファレンス力※1の低下については、司書資格を有する職員の配置により改善を図ります。

#### 課題、目標

正規職員においては、司書資格を有する者の年齢構成が高くなってきており、定期的な司書職の採用を要望していくとともに、安定した図書館運営を継続していくために、職員の継続性や専門性の向上に努める必要があります。また、非常勤一般職においては2020年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、業務内容及び勤務時間等の精査が今年度の大きな課題となります。

### 〔2〕図書館サービス

#### ①図書館資料

#### 現状

図書館サービスの基本となる資料の収集については、全国の同規模人口の市区町村内においてトップクラスに当たる資料費を長年確保し、市民の多種多様な要望に応えられる資料の収集に努めています。また、平成28年6月からは、守谷市電子図書館を開設し、電子媒体による資料の貸出を開始しています。

H30.3.31現在

全館の図書数 419,832冊（市民一人当たり 6.3冊）

#### 課題、目標

資料は、守谷市立図書館等資料収集規程に基づき収集していますが、出版状況の変化や利用者からのリクエストの多様化に対応するため、時代に即した内容を検討します。

また、フロア、書庫ともに書籍収容量の限度を超えていたため、適切な除籍を行う必要があります。特に、参考資料については、より具体的な廃棄基準を設定する必要があります。

## ②図書館利用

### 現状

指定管理者制度導入時に、開館日数、開館時間の拡張が図られたことを背景に、図書館利用者数、資料の貸出数が上昇しました。

H30.3.31現在

全館の利用者数 276, 305人

全館の貸出数 985, 864点 (市民一人当たり14.7点  
茨城県内2位)

### 課題、目標

今年度も昨年同様の開館日数、開館時間を継続し、平成30年度の利用実績を維持できるよう努めます。しかしながら、中央公民館が改修工事に入るため、平成31年度は1年間休館となります。このことにより、中央公民館図書室も利用が停止されるため、一時的に新刊雑誌や新刊図書を他館に振り分けるなどの対応を行い、利用者へのサービス低下を最低限に抑えるよう努めます。

## ③学校図書館との連携

### 現状

図書館が指定管理者による運営移行時に、学校図書館に関する所管が複数になったことなどを受け、サービスが低迷しました。

### 課題、目標

今年度からは、中央図書館に学校図書館担当司書職員を配置し、学校司書の採用、育成を含む業務全般を中央図書館が所管します。

新たに統括学校司書を中央図書館に配置し、学校図書館担当司書職員とともに、学校教育改革プランに基づく学校の取組に対し、学校司書と連携し、必要な支援を行います。また、学校司書の実務能力向上のため、計画的な研修・指導を行います。

## □ 守谷市立図書館運営基本方針について

### 1 運営基本方針策定の経緯及び目的

平成20年の「図書館法」の改正を受け、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下、「望ましい基準」という）が平成24年に告示され、努力義務として、図書館は基本的運営方針を策定し、目標及び事業計画の達成状況等に関し、自ら点検及び評価を行うよう努めることとされました。

のこと及び守谷市立図書館の現状を踏まえ、サービスの基本的な方向性を明らかにするとともに、この方針に基づいた図書館運営を目指すことを目的として、平成30年7月方針策定の運びとなりました。

### 2 守谷市立図書館運営基本方針

#### 目指す姿

地域の情報拠点として、市民が多様な図書や情報を容易に取得し活用できるよう、図書館資料の充実と提供に努める図書館を目指します。

未来を担う子どもたちが、読書に親しみ豊かな心を育む読書環境の充実と、学校との連携の下、学習活動の支援に努める図書館を目指します。

市民の知的要求に応える学習拠点として、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会と場を提供する図書館を目指します。

#### 3 つの方針

① 市民の求める図書や情報の収集、提供、保存

② 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学習活動の支援

③ 市民との協働により、市民が集い、学び、活躍できる場の整備

## 取組の方向

### ① 市民の求める図書や情報の収集、提供、保存

市民の求める図書や情報を収集し、提供することは図書館にとって最も重要な使命であることは言うまでもありません。現在はやがて過去になり、現在の資料の蓄積が未来へつながります。地域・行政資料の収集・保存にも努め、守谷の歴史を未来へつなげます。

守谷市立図書館は、全国の同規模人口の市区町村内において、トップクラスの資料費を長年確保し、多様な図書館資料を収集、提供してきました。これからも、時代の変化に対応し、多様化する市民ニーズに応える図書、情報の提供に努めます。また、地域の情報拠点として、地域の活性化や課題解決に役立つ資料や行政と市民をつなぐ資料・情報の提供にも努めます。

### ② 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学習活動の支援

読書は、子どもたちが人生をより豊かに生きるために力を身に付ける上できわめて重要な行為です。子どもの成長段階に応じた資料を収集し、子どもたちに届け、読書の楽しさを伝えるとともに、未来の図書館サポートーである子どもたちの主体的な図書館利用を支援します。

守谷市の教育目標に掲げる「新しい時代をたくましく生きぬく人づくり」を目指して、平成19年3月に「守谷市子ども読書活動推進計画」を策定し、現在は第三次計画を推進しています。全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校における読書活動の充実に努め、守谷の未来を担う子どもたちの成長を支援します。

学習指導要領の方向性から、学校図書館、守谷市立図書館が果たすべき役割の広がりが考えられます。これまでの図書の貸出しを中心とした支援にとどまらず、子どもたちの主体的な学習活動を支援する取組に努めます。

### ③ 市民との協働により、市民が集い、学び、活躍できる場の整備

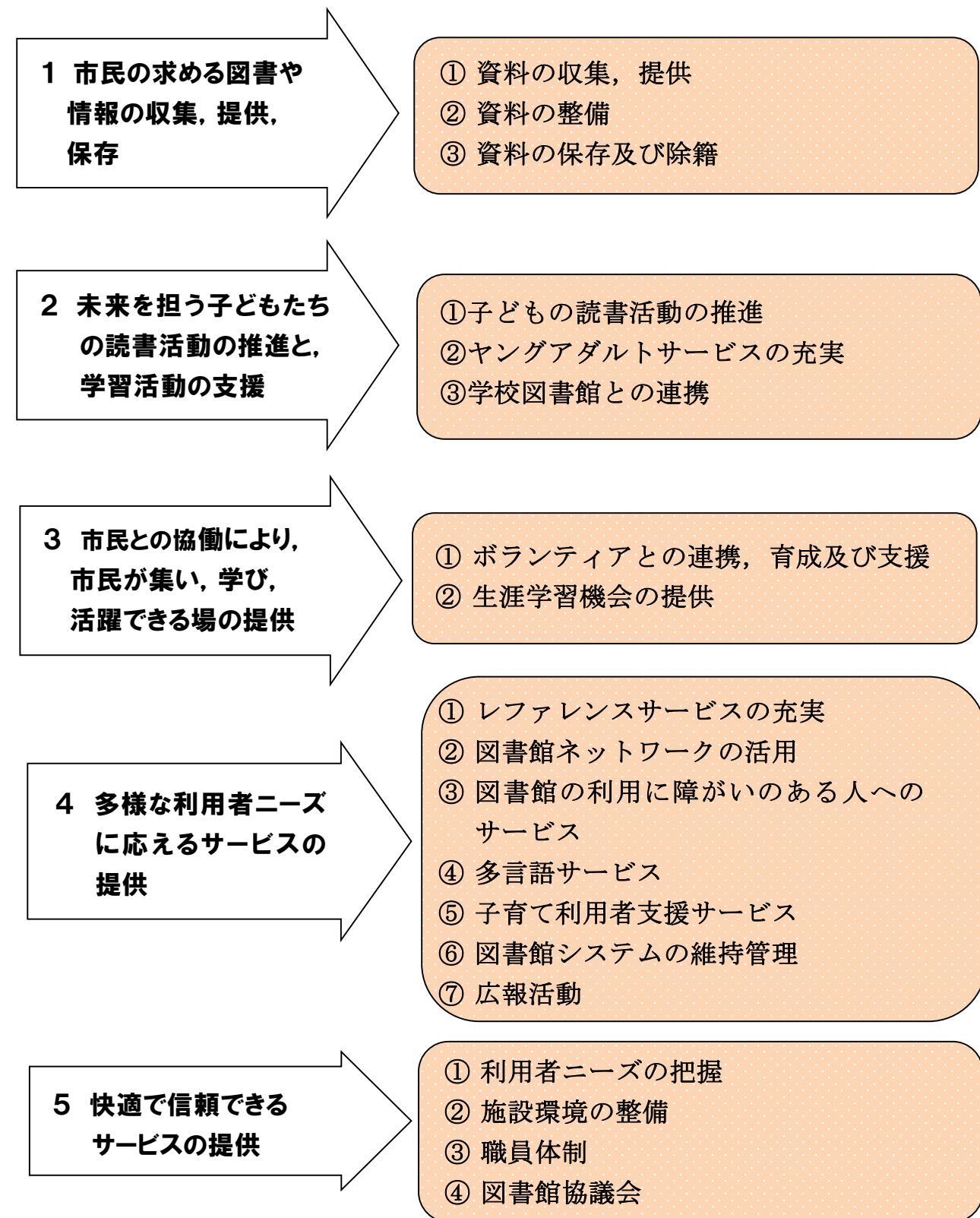
現在、図書館ボランティアの登録は、18団体とブックスタートボランティア（個人）です。図書の修理、音訳、点訳、おはなし会の開催、ブックスタートの実施協力、図書館行事への参画など、各々の特性を生かした自主的な活動により、図書館運営に大きく貢献していただいています。世代交代があっても活動が途切れることのないように、今後もボランティアの育成と支援に継続的に取り組みます。

守谷市の施策である「生涯学習の推進」、「協働によるまちづくりの推進」を進めるために、市民団体等との連携を深め、市民との協働により、学びや活動の機会と場の整備に努めます。また、生涯学習の拠点として、市民の生涯にわたる学びを支えるため、講演会、講座及び行事の開催等に努めます。

## □ 運営基本方針の実現に向けた活動計画

### 5つの柱

### 具体的な活動



## 1 市民の求める図書や情報の収集、提供、保存

市民が読書の喜びや楽しみを感じたり、多様な情報を容易に取得したりできるよう、図書館資料の収集・整理・保存に努めるとともに、電子媒体資料の充実にも努めます。利用者自らが、また図書館職員の支援により、様々な課題解決ができるよう環境整備に努めます。

### ① 資料の収集、提供

広く市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資するためには、多様な資料の提供が必要です。これまで、「守谷市立図書館資料収集規程」（以下、「収集規程」という）に基づき、図書、雑誌、視聴覚資料を収集、提供してきましたが、平成28年度からは、電子図書を導入しました。また、平成28年3月には国会図書館デジタル送信サービスの提供、平成29年10月にはADEACを開設し、資料情報提供サービスの強化を図っており、ADEACについては、市の郷土資料を中心にデータ化を推進します。今後も、印刷資料と電子資料の両方を統合して利用できる図書館（ハイブリッド図書館）を目指した資料の整備に努めます。

- 教養、調査、研究、趣味、娯楽等に対応できる多様な資料の収集
- 電子書籍の収集
- 郷土資料、行政資料の収集
- 郷土資料等のデジタル化（ADEAC）

### ② 資料の整理

図書資料は、NDC8版※2により分類を付与していますが、現在採用している商用マーク※3の頒布終了が2020年12月末日となっていることから、図書館システムの更新（2020年5月）に合わせて、NDC10版への移行を行います。

また、現在はBDS（ブックディテクションシステム）※4を採用して資料管理を行っていますが、将来的には業務の効率化を図るため、ICタグ※5による蔵書管理や、自動貸出機等の導入を視野に入れた計画を立案します。

- NDC10版への移行準備（データ変更、背ラベルの修正等）
- ICタグ導入のための調査研究

### ③ 資料の保存及び除籍

市民の大切な財産である図書館資料の保存と除籍は、図書館にとって大変重要な業務です。除籍は、「守谷市立図書館資料廃棄規程」に基づいて行います。現在、図書館はすべてのフロアと書庫が飽和状態であり、資料の購入と除籍は表裏一体です。保存すべき資料と除籍する資料の見極めを的確に行い、除籍する資料の中で県立図書館に寄贈が可能なものはそのための処理を行います。また、市内の小・中学校等で、再利用が可能な資料は有効に活用してもらいます。

- 参考資料の除籍基準の見直し
- 定期的な資料の除籍処理
- 除籍資料のリサイクル処理

## 2 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学習活動の支援

「第三次守谷市子ども読書活動推進計画」（以下、「第三次計画」という）（平成29年度から平成33年度）に基づき、子どもたちの読書活動の推進を実施します。また、学校教育改革プランを受け、市内の小・中学校、指導室と連携を図りながら、学校図書館充実のための支援を行います。

### ① 子どもの読書活動の推進

第三次計画に基づく取組を基盤に、次期計画への課題等の精査を行います。

- 第三次計画における行動目標（P16-17）の見直し
- 第三次計画における行動目標への取組

### ② ヤングアダルトサービスの充実※6

第三次計画策定に当たり、市内の子どもとその保護者に対して、アンケートを実施（平成28年12月下旬～平成29年1月中旬）しました。中学生の回答において、読書の大切さを認識しているものの、部活や勉強等で読書に使える時間自体が少ないという結果が出ています。このことを踏まえ、中学生に対しては、読書タイム（朝読）に読むことができる本を団体貸出するなど、図書館の本を学校で利用してもらうための働きかけも必要です。高校生においては、通学時間や勉強等に費やす時間も少なくないことから、読書の時間は限られたものになることが想像できます。これらヤングアダルト世代に向けて、娛樂性の高い魅力あ

る資料、進路や就職、生き方など、この年代が抱える不安や問題を解決できるための資料の充実を図ります。

- ヤングアダルトコーナーの充実
- 中学校への団体貸出の推進
- ヤングアダルト向け企画の実施（本の帯コンテストの継続）

### ③ 学校図書館との連携

「学校教育改革プランに基づく平成31年度からの中央図書館の取組」（P14-15）に基づき行動します。

## 3 市民との協働により、市民が集い、学び、活躍できる場の整備

市民ボランティアが永続的に活躍できるよう、ボランティアの育成及び支援に努めます。また、市民との協働により、集い、学び活躍できる場としての図書館を整備します。

### ① ボランティアとの連携、育成及び支援

現在、図書館ボランティアの登録は、18団体とブックスタートボランティア（個人）です。本の修理、音訳、点訳、おはなし会の開催、ブックスタートの実施協力、図書館行事への参画など、各々の特性を生かした活動により、図書館サービスに大きく貢献していただいています。今後もボランティアの育成と支援に継続的に取り組みながら、市民とともに歩む図書館として、新たな事業展開に結びつく活動についても模索します。

- ボランティア団体の支援
- ボランティア連絡会の開催
- ボランティア養成・育成講座の開催
- ブックスタートボランティアの募集、研修の実施

### ② 生涯学習機会の提供

図書館は教育施設として、資料・情報の提供のみならず、市民の学びや教養に資するため、講演会や講座を開催します。また、市民団体等の生涯学習の活動発表の場としての利用にも応えます。

- 講演会や講座の実施
- 講演会や講座に関連する資料コーナーの設置、貸出
- 市民団体等の生涯学習活動の発表の場の提供

## 4 多様な利用者ニーズに応えるサービスの提供

図書館には様々なサービスがあり、利用対象や利用頻度もそれぞれ違います。サービス内容の周知に努めるとともに、ニーズに対応したサービスの実現に努めます。

### ① レファレンスサービスの充実

自館のレファレンス資料と共に、オンラインデータベース※7等の有効活用により、利用者の求める資料、情報を的確且つ迅速に提供できるよう努めます。オンラインデータベースの一つであるレファレンス協同データベース（以下、「レファ協」という）の活用と共に、自館のレファレンスデータの登録にも努めます。

また、様々なツールを駆使して利用者の求めに対応するために、職員間の協力と情報の共有化に努めるとともに、スキル向上のために研修会等への参加も積極的に行います。

- 職員のスキルアップのため、研修会等への参加
- 商業オンラインデータベースの選択、管理、更新
- レファ協への参画

### ② 図書館ネットワークの活用

守谷市立図書館において、利用者からのリクエストは年々増加傾向にあります。それに伴い、専門的な資料や高額な資料のリクエストも増加しているため、県立図書館への購入依頼件数や県外公共図書館から借り受ける件数も増加しています。リクエスト資料に対して、購入するのか貸借するのかという判断を下し、貸借すると判断した場合には、相互貸借の基準に沿って速やかに手続きを行い、利用者が求める資料を迅速に提供できるよう努めます。

- 相互貸借システムの有効活用
- レファレンス、複写サービス等の他館への照会及び紹介

### ③ 図書館の利用に障がいのある人へのサービス

平成28年4月に障害者差別解消法※8が施行されたことにより、図書館等公的機関に障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられ、これまで以上に高齢者や障がい者へのサービス向上が重要視されています。これまで、点字資料（雑誌）、視聴覚資料、大活字本等を収集すると共に、ボランティアによって音訳された広報紙、議会だよりを図書館でD A I S Y

（デイジー）※9化し、視覚障がい者の方へ宅配サービスにより貸出しています。サービスの周知を続けるとともに、サービスの拡充についても模索します。

- 点字資料（雑誌）、大活字本、視聴覚資料（朗読資料、字幕付きDVD）、さわる絵本等の収集
- 広報紙、議会だよりのデイジー化
- 宅配サービスの周知
- 障がいを持つ子どもに対するおはなし会の実施

#### ④ 多文化サービス

日本語を母国語としない利用者に対し、新聞、雑誌、外国語図書等の収集に努めます。また、多文化理解に役立つ資料や情報の収集、提供に努めます。

- 外国語の新聞、雑誌、図書等の収集
- 英語、中国語等の利用案内の配備
- 多文化理解に役立つ資料や情報の収集、提供

#### ⑤ 子育て利用者支援サービス

指定管理者の提案事業として実施されて来た「育児コンシェルジュサービス」を、「子育て利用者支援サービス」と名称を変更し、業務委託により継続します。市直営によるメリットを生かし、子育て支援機関との連携を十分に取りながら、様々な人が集う場としての図書館サービスの一環として取組みます。

- 育児コンシェルジュサービスの実施
- 読書応援タイム（図書館利用者託児）の実施

#### ⑥ 図書館システムの維持管理

現在、図書館システムはL i C S-R e 2（契約期間：平成27年6月～平成32年5月）を採用しています。次期システム更新時には、安定性と安全性はもちろんのこと、学校図書館システムとの連携など、様々なサービスへの拡張性を考慮し選択します。また、クラウド版図書館システム※10導入の可否についても検討課題とします。

- 職員へのセキュリティ情報の提供や注意喚起
- 利用者、書誌データの管理
- システム更新の準備

## ⑦ 広報活動

図書館の利用促進を図るため、図書館HP、広報もりや等による広報以外に、市のフェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディア及び市民生活総合アプリ「Morinfo（もりんふお）」を活用し、積極的に市民に対して情報発信を行います。

- ホームページの充実
- デジタルサイネージを使用した効果的な広報の推進
- 広報紙、ソーシャルメディア及びMorinfoを活用した広報の推進

## 5 快適で信頼できるサービスの提供

市民ニーズを的確に把握し、図書館運営に反映させるよう努めます。また、市民ニーズを取り入れた事業計画の作成、実施、達成状況等を年度ごとに自己評価します。

施設設備の点検及び計画的な修繕を実施し、市民に快適な空間を提供できるよう努めます。

### ① 利用者ニーズの把握

図書館は、利用者のニーズを把握するため、年1回利用者アンケートを実施します。また、意見箱を館内に設置し、日常的に利用者の意見を収集します。

- 利用者アンケートの実施（年1回）、集計、公表
- 意見箱に投函された意見への対応

### ② 施設環境の整備

守谷市立図書館は、平成6年10月の竣工から今年で25年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。平成28年度には図書館建物診断を実施し、耐久性及び劣化等の現状を把握しました。その結果を基に、財政計画による予算要望を実施し、修繕計画に基づく計画的な修繕に努めます。また、市民の安全、快適な利用環境の維持に努めます。

- 施設設備点検の実施
- 財政課による建物定期調査の実施（3年に1回）
- 修繕計画に基づく修繕の実施

### ③ 職員体制

市民の多様なニーズに応え、安定したサービスを提供するため、職

員の専門性の向上に努めます。また、職員が様々な研修等に参加できるよう体制の整備に努めます。

- 職員間の業務指導、情報の共有化
- 職員の専門性向上のため、各種研修会への計画的参加

#### ④ 図書館協議会

図書館協議会を年間5回開催し、図書館運営に対する意見を収集します。

- 図書館協議会の開催
- 図書館の運営に対する日常的評価

## 学校教育改革プランに基づく中央図書館の取組

### 取組1

学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実の取組みに対し、連携及び支援を実施します。

※ **既** : 既存サービス

**新** : 新規サービス（予算措置、調整が必要なものあり）

#### ★資料提供

**既** • 団体貸出（教員から依頼→学校司書とりまとめ→図書館から貸出）

**既** • ブックパックの貸出 H30 年度開始

**新** • クラスカードの発行（図書館からクラスへの貸出）

#### ★学習支援

**既** • ブックトーク、読み聞かせ

**既・新** • ADEAC 資料の活用について ICT 支援員との連携

**新** • 教科・単元対応資料リストの作成及びパック貸出

#### ★情報提供

**既・新** • ADEAC 資料の活用について（社会科副読本編集委員会への協力依頼）

**新** • タブレットに図書館 HP 等のリンクを貼るなど ICT 支援員との連携

**新** • 中央図書館利用のためのガイダンス（オリエンテーション）

#### ★イベント（児童、生徒の発表の場の提供など）

**既** • 職場体験（中学校）

**既** • まち探検（小学校）

**既** • 小学生1日司書 H29, 30 年度実施

**既** • 本の帯コンテスト H30 年度実施

**新** • ビブリオバトル大会

#### ★職員関係

**既** • 学校司書連絡調整会議の開催

**新** • 学校司書業務研修会の開催

**新** • 小・中学校司書の勤務体制の充実

**新** • 中央図書館に学校図書館担当司書職員の配置

## 取組2

「第三次守谷市子ども読書活動推進計画」における行動目標の推進  
行動目標の一部を、学校教育課から中央図書館へ所管を変更します。変更後、中央図書館所管となる学校図書館関係の行動目標は次のとおりです。

- 学校司書の勤務体制の継続と研修
- 学校司書同士のコミュニケーション機会の提供
- 学校への団体貸出及び学校間相互利用の協力
- ブックトークの実施

## 取組3

学校図書館及び読み聞かせボランティア活動等への表彰推薦

国や県の表彰に値する取組を把握し、積極的な推薦を行います。

- 「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）」に対する文部科学大臣表彰の推薦（国）
- 読書活動の振興発展に寄与した者への感謝状贈呈に係る個人及び読書団体等の推薦（県）

## 第三次守谷市子ども読書活動推進計画

子ども読書活動推進計画における行動目標1/2

基本方針	具体的な取組	指 標	現状値(H29. 4. 1)	目標値	所管
学校図書館のサービス充実  P11 - P12	学校図書館利用のためのオリエンテーションの実施	オリエンテーションの実施校数	12校	13校	学校・学校図書館
	学校図書館を計画的に利用するための研究	学校図書館を計画的に利用するための研究会の実施回数	年1回	年2回以上	学校・学校図書館
	図書の計画的整備	学校図書館図書標準の達成校	8校	13校	学校教育課
	学校司書の勤務体制の継続と研修	1校当たりの1週の出勤日数	小学校：5日 中学校：3日	継続	学校教育課 図書館
		1校当たりの1日の従事時間数	小学校：4時間 中学校：3・5時間	継続	
	学校司書同士のコミュニケーション機会の提供	学校司書同士のコミュニケーション機会の提供数	年1回	年2回	学校教育課 図書館
	学校への団体貸出及び学校間相互利用の協力	学校図書館への団体貸出冊数	1,416点	2,000点	図書館
		学校間の借受・貸出冊数	658冊	800冊	図書館
家庭、地域、学校における読書活動の充実  P12 - P13	朝の読書活動の継続	実施校数	13校	継続	学校・学校図書館
	読書目標を達成した子どもの表彰	実施校数	13校	継続	学校・学校図書館
	行事や企画の充実	行事や企画の実施回数	年1回	年1回以上	学校・学校図書館
			年3回	年3回以上	図書館
	障がいのある子どもへの読書活動の推進	授業での絵本・紙芝居などの使用回数	年36回	継続	指導室
	各種研修会などへの積極的参加	研修会などへの参加回数	年1回	年1回以上	指導室
	おはなし会の継続	出張おはなし会の実施回数	未実施	年3回以上	図書館

## 第三次守谷市子ども読書活動推進計画

子ども読書活動推進計画における行動目標2/2

基本方針	具体的な取組	指 標	現状値(H29. 4. 1)	目標値	所管
家庭、地域、学校における読書活動の充実  P13 - P14	ブックトークの実施	ブックトークの実施校数	3校	9校	図書館
	おはなしボランティア養成講座及び研修の実施	ボランティア養成講座開催回数	年1回	年1回以上	図書館
		ボランティア育成研修開催回数	年1回	年1回以上	図書館
	パネルシアター・エプロンシアターの普及推進  絵本や読み聞かせの推進	パネルシアター・エプロンシアター普及のための研修回数	未実施	年1回以上	図書館
		図書館からの団体貸出実施数	12か所	20か所	図書館 児童福祉課
		ボランティア、保護者等によるおはなし会の実施数	10か所	20か所	生涯学習課 児童福祉課
	ホームページの充実	学校のホームページから図書館・学校図書館の蔵書検索ページへのリンク	8校	拡充	学校・学校図書館
子どもの読書活動の理解を高めるための普及活動の継続  P14	子ども読書の日や守谷親子読書の日の普及活動	子ども読書の日のイベント実施回数	年1回	年1回以上	図書館
		守谷親子読書の日のイベント実施回数	未実施	年1回以上	
	家庭教育講座等での読書活動の指導	家庭教育講座等での読書活動の推進回数	年1回	年1回以上	生涯学習課 児童福祉課

## 用語解説

### ※1 レファレンス

参考, 参照, 照会, 問い合わせなどの意味。図書館では, 図書館サービスの1つであるレファレンスサービスを指すことが多い。レファレンスサービスとは, 図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に, 図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務です。

### ※2 NDC（日本十進分類法）

*Nippon Decimal Classification* 略して NDC。森清が創案し, 1929年間宮不二雄が刊行した図書分類法。米国の十進分類法 (DC) を日本向きに改編。1950年から日本図書館協会編となり, 現在は新訂10版 (2014.12出版)。分類番号は0総記, 1哲学・宗教, 2歴史・地理, 3社会科学, 4自然科学, 5工学・技術, 6産業, 7芸術, 8語学, 9文学。

### ※3 マーク (MARC Machine Readable Cataloging の略)

刊行物の書誌情報を, コンピュータが読み取れる形式に整理・記録したもの, またはその規格。機械可読目録の略。

### ※4 BDS (ブックディテクションシステム)

磁気を利用した図書館資料の亡失防止システム。図書館資料に磁気テープを貼り付けておき, 利用者が貸出手続をしないで資料を図書館外に持ち出そうすると, 出入り口などに設置された磁気探知装置が作動し, ブザーがなったり, 出口のゲートがロックされ退館できなくなる仕組みです。

### ※5 ICタグ

情報を記録する ICチップ (集積回路) と無線通信用アンテナを組合せた小さなタグ (札) です。

### ※6 ヤングアダルトサービス

おおむね12歳から18歳までの青年期利用者に対して主として公共図書館が行うサービス。従来は「青少年サービス」という用語が一般的であったが, 児童サービスとの混同や包含を避けるために, この用語を使う例が多くなっています。

## ※7 オンラインデータベース

ネットワークを経由し遠隔地から利用できるデータベースの総称です。多くの場合、オンラインデータベースの利用者は、データベースの提供業者と利用契約を結び、ID やパスワードの発行を受けることで、自分の PC から、データベース上に蓄積された情報を検索・閲覧できます。データベースの内容は学術的、専門的な情報であることが多い。

## ※8 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。平成 28 年 4 月の施行により、図書館等公的機関に障がい者への合理的配慮の提供が義務付けされました。

## ※9 DAISY (デイジー)

デジタル録音図書の世界標準が DAISY (デイジー) です。ほとんど全ての本が CD1 枚に納まり、さらにページや目次で読みたいところを開くように本を利用したりできる環境を実現しています。

## ※10 クラウド版図書館システム

クラウドとは英語の「Cloud (雲)」を語源としており、インターネット上の世界を表現した言葉となります。現在ではインターネットを経由して提供されるサービス全般を指してクラウドと呼んでいます。すなわち、データをインターネット上に保存する使い方のため、図書館システムにおいても従来のようにサーバを持つ必要がなくなります。図書館システムで提供されるクラウドは、ハードもアプリケーションも提供する SaaS (Software as a Service) と呼ばれるサービスです。即ち、インターネットの環境さえあれば、利用可能になるのが図書館システムのクラウド版です。